

質問に対する回答書

NO.	質問事項	回答内容	回答日時
1	映像フォーマットの指定はありますか。	YOUTUBE、X等で配信できるフォーマットであれば、指定はない。ただし、本市においてパソコンのOSは全てWindowsであることを留意していただきたい。	R6.5.28
2	企画書では、出演者や場所等を「候補者、候補地」として仮に提示する形でよろしいでしょうか。もしくは必ず内諾が必要でしょうか。	必ずしも内諾は必要ないが、承諾を得られる見込みがある提案を行うこと。また、契約を締結した後に候補者等に断られた場合、代替案を用意することとし、プレゼンテーションの提案内容と大きく乖離のないようにすること。	R6.5.28
3	やなせ氏本人の映像や画像、アンパンマンをはじめとした作品画像、映像などを香美市でお借りすることは可能でしょうか。著作権等も問題や使用許諾についても可能な範囲でご教示いただきたいです。	本市はやなせたかし先生の映像やアンパンマン画像等の使用許諾する権利を有していないため、有償・無償に関わらず、権利所有者に許可をもらう必要がある。 なお、香美市13キャラクターおよびカミーティアは、近日中に本市が使用許諾する権利を有することとなる見込みである。	R6.5.28
4	市民（職員）と制作する映像について、協力していただける市民募集は香美市が行うのでしょうか。それとも受託側で行うのでしょうか。	市民の募集は原則受託者が行うものとし、本市は各種団体への呼びかけ等可能な範囲で協力する。また、職員の募集は、香美市企画財政課が行うものとする。	R6.5.28
5	市民（職員）と制作する映像について、編集も含めて市民（職員）に行っていただくイメージでしょうか。もしくは撮影のみお願いし、受託者が編集するイメージでしょうか。	映像の編集に関しては、受託者が編集をすることを想定しているが、市民または職員が編集をする提案をしても構わない。	R6.5.28

質問に対する回答書

NO.	質問事項	回答内容	回答日時
6	<p>実施要領の提出書類について、「紙媒体は持参又は郵送（郵送の場合は書留必須）、電子データはメール提出（受信確認必須。データ容量が大きい場合は、市がファイル転送ストレージを用意するので事前に相談すること。）」とありますが、納税証明書や登記簿謄本などを写し（PDF化）をメールにてお送りした場合、郵送は不要という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>電子メールでの提出をする場合、郵送は必要ない。</p>	<p>R6.5.28</p>
7	<p>本調達に企画提案を行うためには、公募型プロポーザル実施要領に記載のある参加資格要件をすべて満たしていれば足りるか。一般競争入札参加資や、本拠地、支店所在地等、その他に求められる要件はあるか。</p>	<p>実施要領 5 参加資格要件を満たしていれば、その他に求める要件はない。</p>	<p>R6.5.28</p>
8	<p>委託期間は令和7年2月28日までの業務であるが、実際に制作した映像を使用したい時期や具体的な使用用途があればお教えください。</p>	<p>使用したい時期は想定していない。 中央公民館等での上映会、SNS等によるインターネット上での公開、香美市役所1階市民ホール等での常時上映を想定しているが、他に有効活用できる使用用途を提案しても構わない。</p>	<p>R6.5.30</p>
9	<p>「動画を市民とともに作成する」とは、どの程度の認識でしょうか？ PR映像制作にあたり、出演をお願いするなども市民とともに作成するに該当するのでしょうか？もしくは具体的に香美市様の方で制作にタッチしてもらいたい市民の方や事業者様があるのでしょうか？</p>	<p>市民が出演することも「動画を市民とともに作成する」に該当すると考えている。また制作に関与しなければならない市民や事業者は存在しない。本市は各種団体への協力依頼等可能な範囲で協力する。</p>	<p>R6.5.30</p>

質問に対する回答書

NO.	質問事項	回答内容	回答日時
10	自然街並み／観光スポット・イベント等の制作にあたり、香美市様の方で既に撮影候補リストがあり、その内容に沿った形で撮影・制作を行っていくイメージでしょうか？	撮影候補リストは存在しない。受託者の提案および本市と受託者の協議により、撮影場所を選定する。	R6.5.30
11	やなせたかし先生の顕彰動画を制作するにあたり、経歴や代表作を生み出すまでの背景をリサーチ・映像化する必要があるが香美市様で完結することができるのでしょうか？(東京などへの出張が発生しうるのか) また、香美市様の方で資料映像や先生を知る人など制作に際しての情報資源をどれほど手に入れることができるのでしょうか？	本市は経歴や代表作を生み出すまでの背景情報や資料映像を保有しているわけではないため、受託者は関係書籍の確認や関係団体への取材をする必要があると考えている。 なお、本市は各種団体への協力依頼等可能な範囲で協力する。	R6.5.30
12	「アンパンマン」に関連するキャラクターの使用は欠かせないと考えるが、著作権等の交渉は香美市様で行っていただけなのか。	回答NO.3のとおり、有償・無償に関わらず、権利所有者に許可をもらう必要がある。 やなせたかし先生の作品に関する著作権等の交渉は受託者が行うものとするが、交渉前に香美市企画財政課に相談すること。	R6.5.30
13	「映像の上映および学びの機会の提供」について両件に関して、どのような情報発信で人(受講者)を募ろうとしているのか、また両件の実施会場を香美市役所で実施することは可能なのでしょうか。	情報発信も事業者には提案をしていただきたいと考えている。 本市は各種団体への協力依頼等可能な範囲で協力する。 また、実施会場を香美市役所とすることは可能である。	R6.5.30

質問に対する回答書

NO.	質問事項	回答内容	回答日時
14	仕様書3(1)に3分を超える映像を2本以上制作すること、とありますが、2本以上全てを市民とともに作成することが条件でしょうか。	市民とともに作成する動画は1本以上とする。	R6.5.30
15	PR映像の制作、上映が業務内容にありますが、その効果・検証について香美市様のお考えはありますでしょうか。	PR映像の制作、上映を含めた本事業の実施により、仕様書1の業務目的に寄与できると考えている。検証については、特に求めている。	R6.5.30
16	業務の目的に市と市民が動画で広報する手法を学び、とありますが、広報の方法は、内容によっても多岐にわたりますし、有料・無料での広報手段でも異なります。香美市様がイメージする広報手段はありますでしょうか。 また、市民個人(グループ)に自由発信をしてもらうことをお考えでしょうか。	本市がイメージする広報手段はないため、各事業者が最も適していると考えた広報手段を学ぶ機会を提供していただきたいと考えている。 本事業内で市民個人(グループ)に自由発信をしてもらうことは想定していないものの、市民個人(グループ)に自由発信をしてもらう提案をしても構わない。	R6.5.30
17	仕様書4に映像の作成と広報に関する学びの機会の提供、とあり、機会の創出、機会の場、といった表現でも説明していますが、具体的な運営業務がどのようなものなのかが分かりにくいです。これはあくまでも提案次第ということでしょうか。	学びの機会については、事業者の提案による。	R6.5.30

質問に対する回答書

NO.	質問事項	回答内容	回答日時
18	業務内容に映像の上映とありますが、こちらも上映のやり方は様々です。同様に提案次第ということでしょうか。いつ、どこで、どのような上映を香美市様はお考えでしょうか。全国発信や各種SNS広告なども本業務内で実行をお考えでしょうか。	映像の上映については、事業者の提案による。	R6.5.30
19	仕様書4（5）に会場の確保について記載がありますが、会場使用費用は見積書へ反映が必要でしょうか。	会場使用費用は見積書へ反映する必要がある。	R6.5.30
20	香美市様または財団が所有するやなせたかし先生の動画や写真・資料はご提供いただけますでしょうか。	本市はやなせたかし先生の動画や写真を所有していない。やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団の所有している写真・資料の使用を希望される場合も、受託者がやなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団と交渉を行う必要があるが、交渉前に香美市企画財政課に相談すること。	R6.5.30
21	仕様書4（3）、最近の動画作成技術、とは具体的にどのようなイメージでしょうか。映画などで使うVFXやCG技術なのか、SNSで使用するスマホなどの撮影技術なのか、例はありますでしょうか。	市民や職員が学んだ後で実践できるような技術を想定している。	R6.5.30
22	業務目的に、やなせたかし先生の経歴や代表作を生み出すまでの背景をまとめた顕彰動画、とありますが、参考となる資料があれば教えていただきたいです。	質問NO.12のとおり	R6.5.30
23	本公募への参加を検討しています。公示書の内容ですと香美市の入札資格は無くても問題ないでしょうか。	質問NO.7のとおり	R6.5.30

質問に対する回答書

NO.	質問事項	回答内容	回答日時
24	県外、もしくは市外の事業者でも入札は可能でしょうか。	質問NO.7のとおり	R6.5.30
25	非課税対象事業者でも入札は可能でしょうか。	質問NO.7のとおり	R6.5.30